

議案第 24 号

桐生市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例案

桐生市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 30 年 2 月 20 日提出

桐生市長 亀 山 豊 文

桐生市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例

桐生市福祉医療費助成条例(平成 19 年桐生市条例第 16 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「市が行う国民健康保険の被保険者又は」を「本市が行う国民健康保険の被保険者、」に改め、「本市に住所を有していたもの」の次に「又は同法第 55 条の 2 の規定により群馬県後期高齢者広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者で同条の規定の適用時に本市の国民健康保険の被保険者であったもの」を加える。

第 4 条中「受給者が」を「次条第 2 項又は第 6 条第 2 項の規定により受給者証の交付を受けた者(以下「受給者」という。)が」に改める。

第 7 条中「第 5 条第 2 項又は前条第 2 項の規定により受給者証の交付を受けた者(以下「受給者」という。)」を「受給者」に改める。

第 10 条第 1 項第 1 号中「支給対象者」を「受給者が支給対象者」に改める。

第 15 条中「本市に住所を有しなくなったとき」を「受給者が支給対象者でなくなったとき」に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

議 案 説 明

議案第 24 号 桐生市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例案

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、福祉医療費の支給対象者について、所要の改正を行おうとするものです。